

第4章 施策の展開

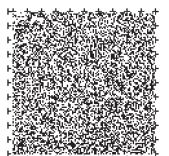
基本目標1 地域のつながりをつくる

■現状と課題■

- 人権三法や女性、子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティ、過ちから立ち直るために社会的更生に取り組む人などに関わる問題など、社会的弱者に対する偏見や差別のない地域をつくるためには、重要な地域生活課題として位置付けることが必要です。

これらの地域生活課題を解決し、地域共生社会の実現に向けては、同じ地域に住む者として、住民同士で助け合い、意識を高めることが必要です。

- 高齢者や障がいのある人への理解が深まり、ノーマライゼーションという概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待等も社会問題となっており、虐待の報告件数は氷山の一角であります。実際にはかなりの件数があるのではないかと危機感も指摘されており、虐待等の社会問題に対しては、地域住民の理解・協力と関係機関等との連携がますます必要です。
- 市民アンケート調査では、近所づきあいの考え方として、「親しく相談したり、助け合ったりするのは必要だと思う」と考えている人が4割以上を占めているものの、実際の近所や地域との付き合いの程度として「何か困ったときに助け合う人がいる」は3割程度となっており、20～30歳代では「ほとんど近所とのつきあいはない」も2割近くと多くなっています。年齢が低いほど形式的な付き合い（義理）など、なくても困らないので、必要がないと考える人も多い傾向がみられます。
- 性別や年齢に関係なく、親しく付き合うことができる地域づくりを進めるとともに、お互いに助け合って生活することができる関係を築くことが大切です。また、地域住民として、地域の福祉活動にも積極的に参加することが求められます。そのため、人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけていきます。
- 障がいのある人のアンケートより、差別や偏見を受けたりしたことがある人が2割程度を占めており、その場面や場所として、「就職・職場・仕事」に次いで「近所づきあい・地域行事」が多くなっています。障害者差別解消法においては、差別解消のための措置として「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の2つを定め、それらを実施する際の支援措置も規定されていることから、事業所等への制度の周知を図るとともに、地域住民への障がいのある人への理解の促進を図っていく必要があります。
- 高齢者のアンケートより、高齢者の1人暮らしや夫婦2人暮らしなど、高齢者のみの世帯が6割以上を占めています。今後の高齢化の進行に伴い、高齢者のみの世帯等も増加していくことが推測されることから、地域内での日ごろからの見守りや声掛けなどの重要性が高まっています。
- 子ども子育てに関するアンケートより、保護者が子どもに参加させたい活動や社会参加として、地域の活動へのニーズが高くなっています。また、前回調査に比べて子育て世代に関しては、地域活動を望む人が大きく増加しており、子育てへの地域の関与を望む保護者が多くなっています。



■めざすべき姿■

- さまざまな困難を抱える人の人権を尊重する意識が定着しています。
- お互いに理解し、思いやりのこころを持つ人が増えています。
- 「地域福祉」の大切さを理解する人が増えています。
- 地域のつながりを強め、近所づきあいや日常的な見守り活動を通して、住民のちょっとした変化・異変に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげています。
- 手話が言語として使われ、誰もが不自由なくコミュニケーションを図れています。
- いざという時に「ちょっと助けて」と言える近隣関係が築かれています。

《取り組みの方向性》

■市の役割■

(1) 人権意識や福祉のこころを育む広報啓発の充実

人権三法の問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、外国人、性的マイノリティ、過ちから立ち直るために社会的更生に取り組む人など、あらゆる差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

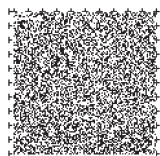
近年では、情報化社会の進展に伴うインターネット上の差別書き込みの増加、また、新型コロナウイルス感染症の罹患者やその家族、医療従事者に対する差別も社会問題となっているところ

です。

国では、平成28年（2016年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という、差別を解消するための3つの法律が施行されました。本市においても、引き続き人権協会や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、差別のない社会を目指して、さまざまな施策に取り組みます。

《具体的な取り組み》

- 人権意識を啓発する講座や懇談会を開催します。
- 誰もが福祉を身近に感じ、理解を深められるよう、公開講座やイベントを関係機関や団体と連携して開催します。
- 地域の高齢者や障がい者施設との交流機会の拡充を図り、交流を通して理解の促進を図ります。
- 障がいや認知症、難病等について、市民が正しい知識を身につけるための情報を発信します。
- 障がいやさまざまな困難を抱える人に対する偏見や差別の解消に向けて、市民の関心と理解を深めます。



（２）誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現（「自殺対策計画」）

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係のほか、地域・職場の在り方の変化など、さまざまな要因が複雑に関係しており、自殺を考える人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

自殺対策を契機とした「生きるための支援」を充実させるため、すべての市民が主役となり、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される、「誰も自殺に追い込まれることのない交野」の実現を目指し、市民一人ひとりが、つながり、支え合い、誰もが明日に希望が持てる社会を創造していきます。

本計画においては、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るなどの、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を増やせるよう、ゲートキーパーの養成に向けて重点的に取り組みます。その他の取り組みについては前回計画の内容を踏襲します。

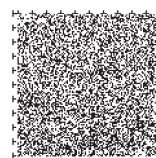
《具体的な取り組み》

①地域におけるネットワークの強化

- 各世代や就学、就職、転勤、結婚、出産等のライフイベントの時々には生じる問題に対して、人がより生きやすい方向に行く道を選ぶことができ、満足できる人生を選ぶことができる地域社会を目指して、各世代の個人レベルの意識と行動に働きかける取り組みを検討します。
- 地域や家庭のなかで孤独にさせないための見守りを行うとともに、社会参加を図る地域での生きがいづくりの仕組みが必要です。さまざまな人がつながることで介護等の負担を軽減するための事業や相談しやすい相談窓口の効果的な運用にも引き続き取り組んでいきます。

《取り組み例》

地域の関係機関の連携	福祉団体等への支援（民生委員児童委員協議会、保護司会）、小地域ネットワーク活動推進事業、ボランティアセンター推進事業
関係機関との連絡調整	生活支援コーディネーターの配置、元気アップメイトの派遣、特定健診・特定保健指導
子育て家庭等への支援	子育てネットワーク事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業
障がいのある人への支援	移動支援事業、通学移動支援事業、日中一時支援事業



②自殺対策を支える人材の育成 **重点施策**

- 悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要であることから、ゲートキーパー養成講座を開催して参加促進を行うことで、専門性の有無にかかわらず、1人でも多くの方にゲートキーパーとしての意識を持っていただき、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことで自殺対策につなげていきます。
- 日ごろから地域住民と接する機会の多い民生委員・児童委員などには、地域でのゲートキーパーとして、相談者やその家族に気づき、本人の気持ちに耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていけるよう、ゲートキーパー研修等を行っていきます。
- 自殺の危険を示すサインが見られる自殺念慮者の声に十分に耳を傾け、必要に応じて保健所あるいは医療機関に同行するなど問題解決まで支援します。

ゲートキーパーとは・・・？

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられます。

ゲートキーパーの心得として、以下の内容が挙げられています。

各段階のゲートキーパーに求められる役割

一般的



住民組織、地域ボランティアなど

専門的



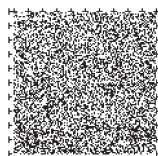
医療・福祉、相談機関など

専門家（精神医療・専門機関）など

- 自ら相手とかかわるための心の準備をする
- 温かみのある対応をする
- 真剣に聴いているという姿勢を相手に伝える
- 相手の話を聴く
- ねぎらう
- 心配していることを伝える
- わかりやすく、かつゆっくりと話をする
- 一緒に考えることが支援
- 自分が相談にのって困ったときのつなぎ先を知っておく
- ゲートキーパー自身の健康管理、悩み相談も大切

《取り組み例》

子育て家庭等への支援	保育の実施（公私立認定こども園等）
関係機関との連絡調整	ボランティアセンターの管理（活動支援含む）、民生委員児童委員協議会等
障がいのある人への支援	障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員）、障害者差別解消推進事業、手話奉仕員養成事業、手話通訳者等派遣事業
支援者への支援	地域消費者サポーター育成事業、職員の健康管理事務



③市民への啓発と周知

- 心の健康や自殺対策に関する正しい知識について、市民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である市広報紙や市ホームページへの掲載によるPRや、リーフレット等の作成・配布により普及啓発をさらに推進します。
- 普及啓発に際しては、ライフステージや年齢、性差に配慮し、対象となる層の絞り込みを行いながら、きめ細やかで効果的な普及啓発を行います。
- 自殺予防週間（9月10日～9月16日）及び自殺対策強化月間（3月）を市広報紙や市ホームページで周知し、同期間に街頭啓発などを行うことにより集中的に啓発します。

《取り組み例》

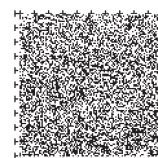
情報提供	図書館活動の充実、人権啓発事業 行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）
各種相談	各種相談事業、人権相談事業、思春期事業
周知・啓発	ガイドブック作成事業、 障がい者（児）のための福祉のてびき作成事業
イベント等による啓発	消費生活関連イベントの開催、かたのチャレンジ 男女共同参画事業（男女共同参画フェスティバル）
庁内連携	まち・ひと・しごと創生総合戦略、教育大綱

④生きることへの包括的な支援

- 自殺対策を「生きる支援」と捉え、自殺の危機経路に即して対策を実施するために、様々な分野の人々や組織が連携し、問題を抱える人や自殺を考えている人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。
- 相談窓口の緊密な連携により、悩みや問題を抱える人の問題解決に向けた取り組みを進めていきます。保健所等における心の健康問題に関する相談機能の向上や、心の健康づくりにおける地域保健との連携を推進します。
- 消費生活センターに消費者金融・多重債務についての相談があった場合、あるいは病気や老齢、失業等の事情で生活困窮者に関する相談があった場合には、窓口職員は社会的な支援につなげるとともに、必要に応じて心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談について専門機関につなげるように努めます。

《取り組み例》

相談事業	家庭児童相談業務、巡回相談、産婦健康診査、 こんにちは赤ちゃん訪問、生活困窮者自立支援事業
災害時の支援	避難所におけるメンタルヘルス対策事業
障がいのある人への支援	聴覚言語機能障がい者専用 119 番通報



⑤児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

- 学校において、児童生徒からの相談や自殺未遂等が発生した場合には、児童生徒、教師や職員の精神的なケアも必要となるため、相談窓口等の事前・事後対応を促進します。
- 学校において、児童生徒からのＳＯＳに対応するために、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが相談に応じ自殺防止に努めます。
- 学校において、自殺企図等が発生した場合に生徒や教師、職員の相談を受けます。

《取り組み例》

教育の充実	情（こころ）の教育実践支援事業、消費者教育啓発事業
居場所づくりの支援	子ども未来サポート事業
家庭力の向上への支援	アウトリーチ型家庭支援事業
相談員への支援	教育相談員配置事業、スクールソーシャルワーカー活用事業

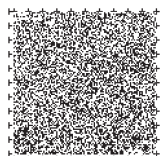
（３）手話への理解の促進と普及

平成 18 年（2006 年）12 月に、第 61 回国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」において、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、平成 23 年（2011 年）8 月には、「障害者基本法」第 3 条第 3 項において、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と改められました。

本市においても、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が個人の尊厳を大切に、共に暮らす共生社会の実現をめざして、手話が言語であることの認識を広め、いつでも手話を使うことができる環境整備の実現を願い、聞こえない人、聞こえる人が共に支え合って生きることができるよう、令和 2 年（2020 年）3 月、「みんなで咲かそう手話の花」交野市手話言語条例を制定しました。

《具体的な取り組み》

- 手話言語条例を基本とした、「手話は言語である」に対する理解の促進を図り、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる地域づくりを進めます。
- 手話講習会の実施や手話に関するボランティアグループの支援など、これから手話を学びたい方に向けて、さまざまな形で手話を学ぶことのできる機会を提供します。
- 広報誌による掲載、ホームページによる動画配信等を活用した様々な情報の提供と併せて手話に対する理解等についても周知、啓発を行います。



(4) 人権や福祉に関する教育の推進

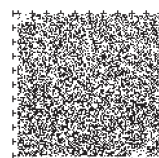
- さまざまな機会において人権教育を推進します。
- 認知症や障がいに対する基本的理解、福祉・介護などの課題に関する理解が深められるよう学習・教育機会の拡充を図ります。
- 障がいのある人や性的マイノリティ、過ちからの立ち直りに向けて行動している人が排除されることのないよう、学習・教育機会の拡充を図ります。
- 地域における福祉体験学習の機会を提供します。

(5) あいさつ・見守り・声かけ活動の促進

- 「あいさつ・声かけ」運動の普及啓発を行います。
- 孤立しがちな人を地域で見守り、声かけが行えるよう支援します。
- 民生委員・児童委員や校区福祉委員会、自治会等が行うあいさつ・見守り・声かけ活動の充実に支援します。

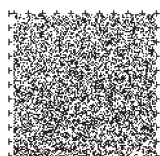
(6) 住民同士が交流できる場づくり

- 孤立しがちな高齢者や障がいのある人のひきこもりを予防するため、地域におけるサロン活動や生きがい活動、交流活動等の実施を支援します。
- 学校関連施設（空き教室等）の公共施設など、地区の地域福祉活動の場としての有効活用の実施に向けて、各関係機関と協議します。
- 多世代が気軽に交流できる場づくりを応援します。



■みんなの役割■

市 民	○ 人権尊重に対する理解と認識を深め、人権に関する講座に積極的に参加します。 ○ 地域のあいさつ・見守り・声かけ活動や地域の交流活動に積極的に参加します。 ○ 積極的に福祉講座等に参加し、福祉への理解を深めます。 ○ ゲートキーパーの役割を知り、養成講座などに積極的に参加します。
地 域	○ 認知症の人や、障がいのある人への理解を深めるための勉強会などを開催します。 ○ 地域の行事等に認知症の方、障がいのある人、子ども等の参加を呼びかけ、交流を通して、高齢者、障がいのある人等が地域でともに暮らしていくための理解の促進を図ります。 ○ ひとり暮らし高齢者や生活困窮者等が孤立しないよう、地域行事やサロンへの参加を呼びかけます。 ○ 地域の関係者が連携して、あいさつ・見守り・声かけ活動や地域イベント、サロン活動などの住民が交流できる機会や場づくりを充実し、地域のつながりを強めます。
社会福祉協議会	○ 地域住民などが人権についての理解を深めるため、様々な人権研修の実施や啓発を行います。 ○ 学校や地域において福祉体験や認知症サポーター養成講座などの機会を提供し、助け合いの意識を育みます。 ○ 地域のあいさつ・見守り・声かけ活動、サロン活動や地域行事の充実を支援します。



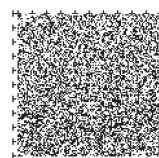
基本目標2 地域福祉の担い手をつくる

■現状と課題■

- 地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動をはじめることが大きなポイントです。
- 一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。また、大人になってからは、その心にさらにみがきをかけ、実践活動につなげていく必要があります。
- 市民アンケート調査では、地域活動に参加したことがある人が7割以上と多く、「参加したことがないが、機会があれば参加したい」と回答した人を含めると8割以上を占めています。一方で、参加していない人の理由では、「どのような活動があるのかわからない」が2割近くを占め、特に活動への参加の少ない20～30歳代で高い割合となっていました。
- 関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。
- 社会環境の変化に伴い、専門的な知識や経験を持った人材による手助けが必要な場面が増えてきています。そのため、福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材を育成し確保するほか、有資格者、技能者を発掘するため、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、新たな地域生活課題への対応に向けた人材等のネットワーク化を図る必要があります。

■めざすべき姿■

- 福祉活動に参加する体制が整い、多くのボランティアが活躍しています。
- 住民、福祉事業者、企業、商店など、みんなが一緒になって地域福祉活動を行っています。
- 福祉活動に参加する人たちがスキルアップするための体制があります。
- 福祉人材の確保に向けて福祉・介護サービスの意義や重要性について啓発します。



《取り組みの方向性》

■市の役割■

（１）地域福祉の担い手の確保

- 新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報紙やホームページで提供します。
- 地域活動やボランティア活動の意義・重要性について、啓発を行います。
- 商店、企業などの事業所の地域福祉活動への参画・参加を促進します。
- 社会福祉協議会が行うボランティアの養成を支援します。

（２）多様な活動機会の充実

- 市の事業の中で、ボランティア活動の機会・場をつくれます。

（３）担い手が活動しやすい環境づくり

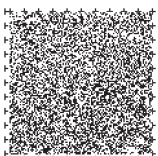
- 既存の公共施設の活用と新たな地域資源の発掘により、活動拠点の確保を支援します。
- 地域団体やボランティア団体が自主財源を確保できるよう、必要な情報提供等を行います。
- 社会福祉協議会や関係団体等と連携して、日常的な見守り活動等に必要な個人情報の提供を適切に行います。

（４）地域において、ちょっとした困りごとをサポートする体制づくり

- 地域住民相互のたすけあい活動を促進し、身近なところで助け合う体制づくりを支援します。

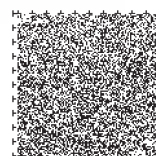
（５）地域福祉のセーフティネットの構築

- 地域住民、福祉施設、社会福祉協議会ほか、地域の福祉資源と連携して、問題を早期に発見し、深刻化を未然に防ぐ体制の構築に努めます。
- 複雑・多様化する可能性がある事例について、あらゆる機会を通じて情報を収集し、対応に努めます。
- さまざまな関係・専門機関が集まる会議を定期的に行い、情報を共有します。



■みんなの役割■

市 民	○ 講座などに参加し、地域での福祉活動やボランティア活動などについて関心を深めます。 ○ 地域での福祉活動やボランティア活動に積極的に参加し、体験を周囲に伝えます。
地 域	○ 地域活動やボランティア活動への参加を積極的に呼びかけます。 ○ 若い世代、定年退職者、元気な高齢者などが地域と関わる機会を創出し、地域の福祉活動に参加するきっかけづくりを行います。 ○ 活動の担い手を拡大するため、気軽に参加でき、負担がかからない活動メニューを検討し、実施します。
社会福祉協議会	○ 学校や地域での福祉教育を推進し、地域福祉を担う人材を育成します。 ○ ボランティア活動をけん引するボランティアアドバイザーやボランティアリーダーなど、多様な担い手の育成を図ります。 ○ 地域福祉活動に参加してみたい人が気軽に参加し、情報交換ができる場として、ボランティアサロンを充実し、活動のきっかけづくりを行います。 ○ 活動拠点や多様な世代が活動に参加できる機会等を充実し、ボランティアが活動しやすい環境整備を行います。

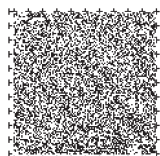


基本目標3 自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる

■現状と課題■

- 近年では、「地域共生社会」という考え方が打ち出されており、地域のだれもが住み慣れた地域でつながりを保ちながら、豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。改正社会福祉法では、地域の人々の抱える課題が複雑化・多様化する中で、制度や分野の縦割りを超えた「地域共生社会」の実現に向け、「断らない相談支援」の創設などが盛り込まれました。
- 平成27年度（2015年度）から生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談等の事業を実施していますが、社会構造の著しい変化などに伴い、生活困窮者の状況や抱える生活課題は複雑化・多様化し、これまでの制度の狭間におかれている方への支援の充実、さらには、家計に問題を抱える生活困窮者の相談も増加していることから、これまで以上の支援の充実が求められています。
- 市民アンケート調査では、生活する上で困ったときの相談相手については「家族・親族」や「知人・友人」などの回答が多く、市役所などの公的機関等への相談はまだまだ低いのが現状です。一方で、福祉のまちづくりのために優先して取り組むべきことでは、「身近な所で相談できる窓口を充実させる」が4割以上と高く、相談窓口等についてもっと市民に浸透するよう周知を図ることが必要です。また、近年、複雑化、高度化してきた相談内容にも柔軟に対応するため、各相談窓口の連携を図るとともに、専門的な相談に対応できる人材を育てることも必要です。
- 平成28年（2016年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」では、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が多いとされていることから、生きづらさを抱える犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施する必要があるとされています。
- 令和2年（2020年）5月より、高齢者や障がいのある人等の外出支援として、これまでの「バス形態」による支援から、市域全体にわたり、より外出に支援が必要な方へ個別に支援する方策へと転換を図りましたが、市民アンケート調査では、「外出が不便になった」「外出頻度が減った」などの意見があり、改めて課題としての認識が必要です。

転換後の課題等については、各関係機関との連携とともに、継続して効果検証に取り組む必要があり、また、地域特性に応じた地域住民の互助の仕組みへの支援についても検討する必要があります。
- 障がいのある人への調査では、外出の際に困ることや、外出を取りやめたことがある人が4割以上を占めています。また、外出の際に困ることは、公共交通機関が利用しにくいや道路や施設などの階段・段差などのハード面での障壁によることや「困った時にどうすればよいか心配」といった回答が多く、困ったときに相談や声かけができていないがために外出できていない人がいることが分かります。



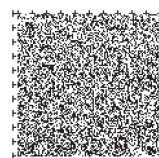
- 高齢者アンケート調査では、一般高齢者の半数以上が現在運転免許証を持っていると回答している一方で、要支援認定を受けている人の約7割が運転免許証を返納、または取得していないと回答しています。また、地域によって免許証の所持率に差があり、地域によっては、免許証の返納をしない意向の高い地域がありました。

高齢者の交通事故が多発している中で、運転に少しでも不安を感じる高齢者が、安心して免許証を返納するためには、「高齢期になっても不便なく移動ができる」地域を目指すなど、地域の特性や実情に応じた取り組みへの地域支援が必要です。

- また、認知症への関心が高まっており、認知症予防取組へのニーズが高まっている一方で、認知症に関する相談窓口の認知度はまだまだ低いのが現状です。また、元気アップ教室やいきいき・ふれあいサロンの活動に参加している人は1割程度にとどまっています。早期に発見し、早期に治療を開始することで病状の進行が緩やかになることから、不安のある人が気軽に相談できたり、認知症予防の取り組みを進めていく必要があります。
- 子ども子育てに関するアンケート調査では、気軽に相談できる場としては家族や友人などの近い人への相談をしている人が多く、公的機関への相談は少ない状況となっています。また、子育てに関する不安や悩みごとについて相談できる窓口としての相談機関について、「いずれも知らない」と回答した人が2割近くを占める結果となっています。相談機関の周知を進めていく必要があります。

■めざすべき姿■

- 地域ぐるみで、健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいます。
- さまざまな支援の連携により、誰もが自分らしく地域で暮らしていくことができるようになっています。
- 制度の狭間の課題に、みんなで協力して取り組んでいます。



《取り組みの方向性》

■市の役割■

（１）権利擁護に関する支援の充実（「成年後見制度利用促進計画」）

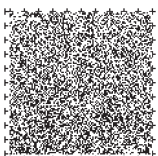
国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年（2016 年）5 月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行し、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされ、府や市町村に対して、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。

成年後見制度とは、認知症の人や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

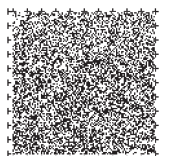
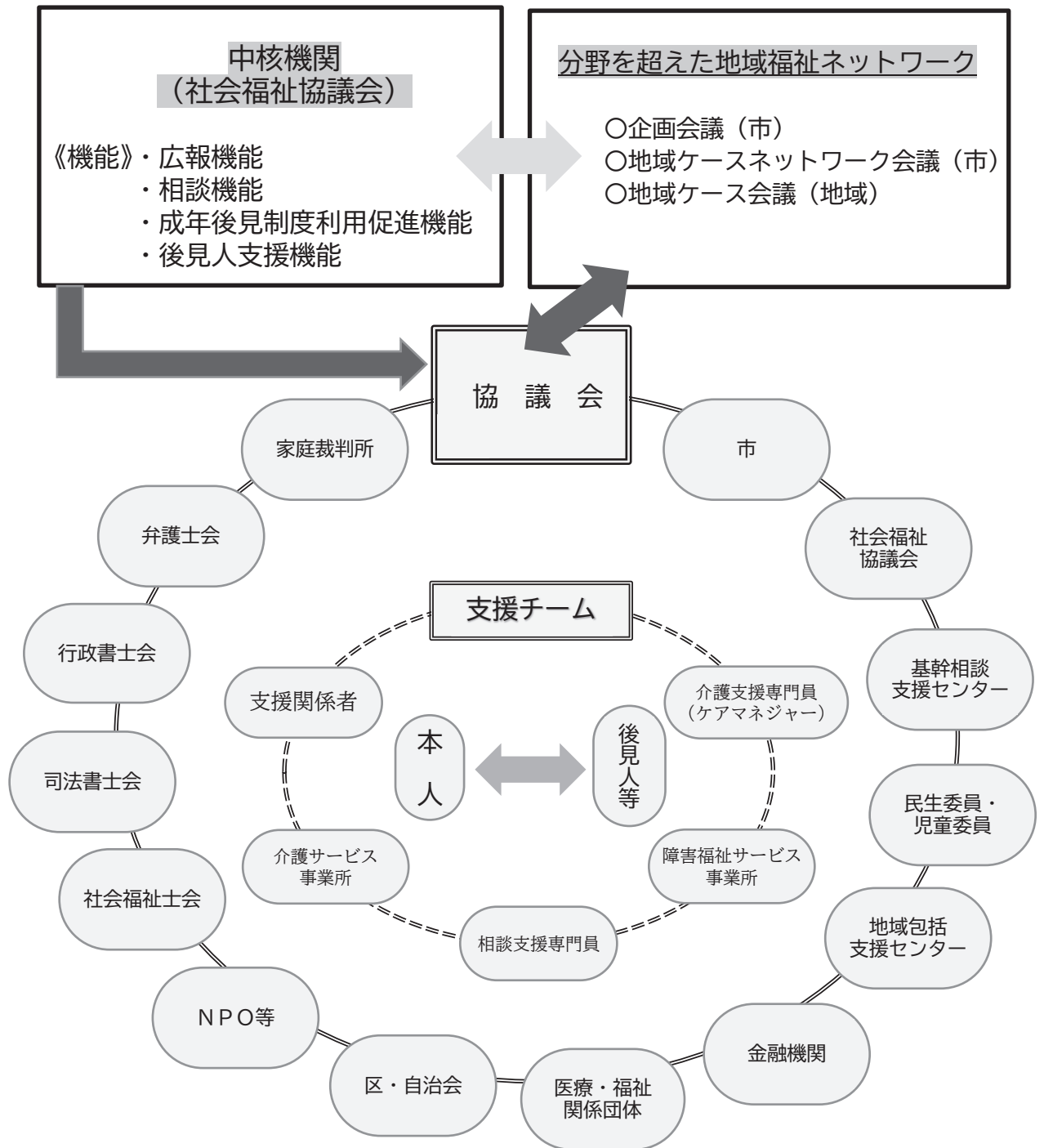
高齢化により認知症高齢者等が増加傾向にあり、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助など権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが予想されます。

《具体的な取り組み》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援等、保健・医療・福祉・司法を含めた仕組みである「協議会」を設置します。
- 成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護が必要な人に早期に支援が行き届くよう、核となる「中核機関」を設置します。なお、「中核機関」については、権利擁護事業のノウハウを有する社会福祉協議会がその役割を担うことについて調整を図ります。
- 相談支援機能については、協議会を活用し、社会福祉士会、弁護士会、司法書士会、行政書士会をはじめとする専門職の助言を得て、成年後見制度の利用の可否等の検討を図ります。
- さまざまな事情やニーズに応じた効果的かつ円滑な制度利用を促進するため、制度の広報から利用の相談、マッチング、後見人支援、後見人等担い手の確保まで、段階的・計画的に取り組む、幅広い支援に努めます。
- 「成年後見制度」は、認知症高齢者や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人の権利と利益を守る上で重要な制度であることから、さらなる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。
- 児童や高齢者、障がい者に対する虐待、DV など、地域住民の権利を擁護する専門的な相談体制を充実するとともに、虐待防止に向けた啓発を行います。
- 判断能力が十分でない方が成年後見人等が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行う「市長申立て」や、成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行う「報酬助成」などの利用支援を行います。



■ 地域連携ネットワークのイメージ



（２）再犯防止に向けた取組の推進（「再犯防止推進計画」）

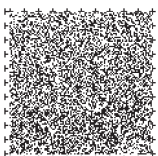
犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年（2016 年）に施行され、市町村は国の計画を勘案して地方計画を定めるよう努めるものとされました。

罪を犯した人の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図ります。

《具体的な取り組み》

- 犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるよう、保護司会や更生保護女性会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や周知活動等を実施します。
- 保護司による地域の教育・防犯・社会福祉関係機関との連携、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供、住民からの犯罪・非行相談などの取り組みを推進するための「更生保護サポートセンター」の運営支援を行います。
- ハローワーク、保護観察所、協力雇用主など関係機関と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。
- 協力雇用主支援として、保護観察対象者等の雇用実績等を社会貢献活動や地域貢献活動と評価し、総合評価落札方式等において、加点項目として採用する等の検討を行います。
- 地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域づくりを支援します。
- さまざまな課題に対応した支援を効果的に行うために、福祉、保健・医療、矯正などの多様な分野の強みを活かして連携・協働していくため、「（仮称）更生支援ネットワーク庁内等地域連携会議」を構築します。



■ 更生支援のネットワークのイメージ

さまざまな“困りごと”や“気にかかること”のひとつとして
「立ち直りへの支援」を求めている人・必要な人

相談しやすいところにつながる

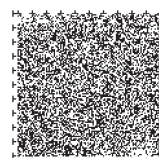
【犯罪や非行をした人への地域生活支援】

- ・ 犯罪や非行の傾向等の把握
- ・ 犯罪や非行をした人の特性等の把握
- ・ 保健・医療、福祉サービスの利用の促進
- ・ 就労や住居の確保等
- ・ 民間協力者の活動の促進
- ・ 専門機関や関係団体等との連携
などについて情報共有等を行います。

市

（仮称）更生支援ネットワーク庁内等地域連携会議

≪庁内≫福祉分野、保健・医療分野、防犯分野、教育分野、雇用分野、人権分野、企画分野 等
≪関係機関≫社会福祉協議会、保護司会、大阪保護観察所、大阪矯正管区、交野女子学院 等



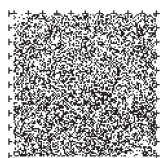
（３）総合的な相談支援体制の充実

市民やその世帯が抱える課題に対し、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、「重層的支援体制」が求められています。

本市では、これまで取り組んできた地域福祉ネットワーク支援を基本に、地域生活課題について、包括的に対応する支援体制を構築し、取り組みます。

《具体的な取り組み》

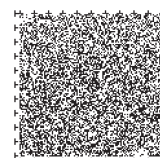
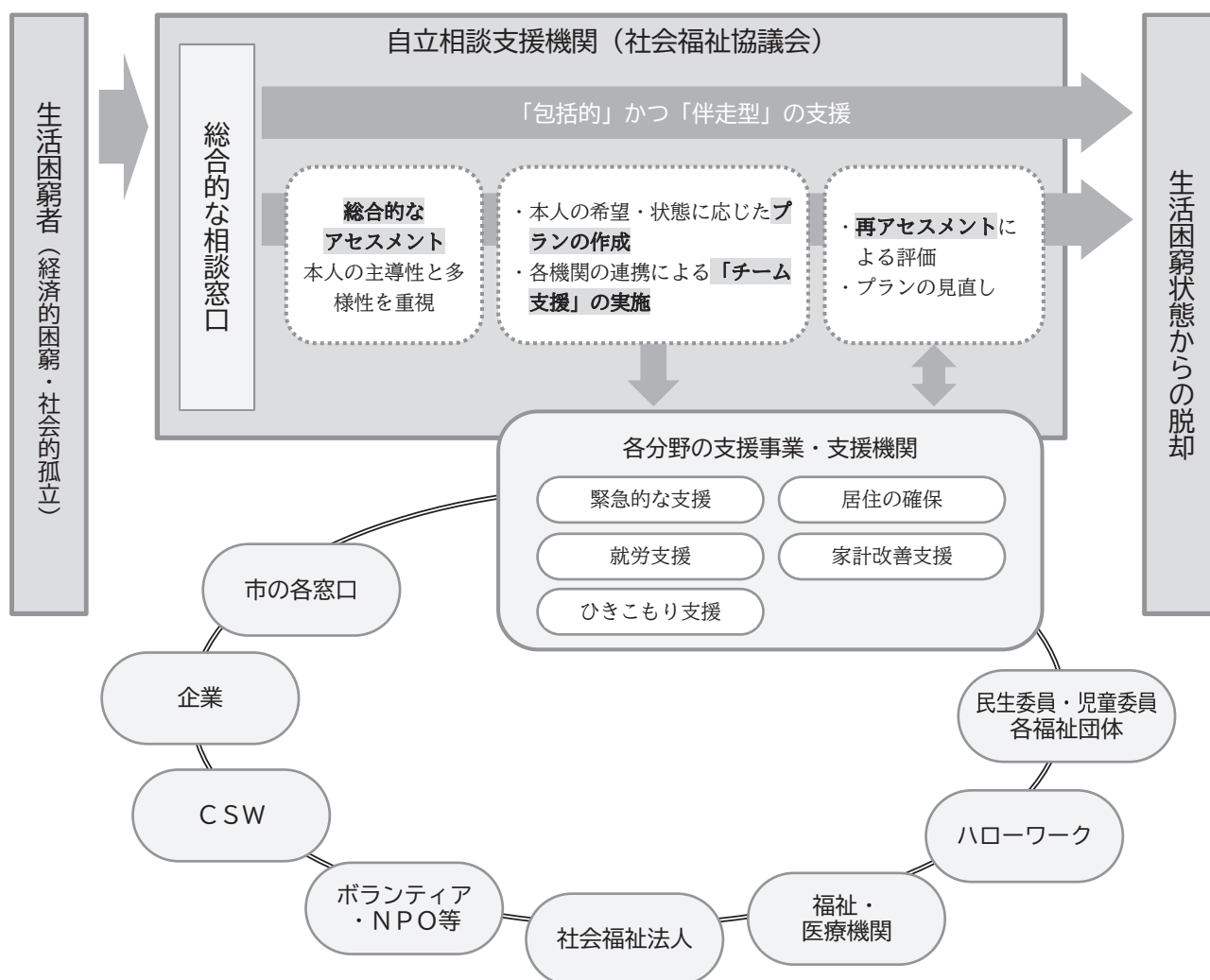
- 本計画の重点的な取り組みである「分野を超えた地域福祉ネットワーク」を地域生活課題の解決に向けた取り組みの認識のもと継承するとともに、このネットワークを重層的支援体制として展開できるよう検討します。
- 介護や障がい、子ども等の分野に関わらず、本人・世帯やその関係者からの相談を受け止める相談支援を実施します。
- 受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者（機関）では解決が難しい事例や、課題が複雑化・複合化しており各種関係機関での役割分担等が必要な事例の場合には、多機関の協働により適切な各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。
- 相談につながらない、つながりにくい相談者を積極的に発見するため、地域の活動や専門家の活用によるアウトリーチにも取り組み、また、住民に身近な拠点を順次整備し、より相談しやすい環境整備を進めます。
- すべての人が役割をもって参加できる場をつくり、お互いが必要とされ、困ったら誰かが声をかけてくれる関係性を育む地域づくりに取り組みます。
- 地域において住民同士が出会い参加することができるよう、多世代の交流や多種多様な活躍の場を確保する地域づくりに取り組みます。



(4) 生活困窮世帯への支援の充実

- 生活困窮者のニーズの把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく事業を推進します。
- 生活困窮者の自立相談支援機関と協働し、社会資源の開拓・拡充を行うとともに、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう、経済的な生活困窮支援のみならず、社会的孤立やひきこもり等の制度の狭間に置かれている人などへの支援を実施するため、関係機関のネットワークのさらなる強化を図ります。
- 経済的な生活困窮者の生活課題の要因の一つである「負債や家計のやりくり」などの課題への対応に向けて、家計改善支援事業を実施します。
- 福祉・税・水道等の市役所内の各部署をはじめ、幅広い関係機関との連携を図り、生活に困窮している人の早期発見、相談へつなげることができる体制を整えます。

■ 交野市の生活困窮者自立支援事業実施体制



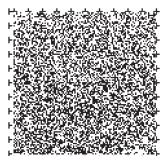
(5) 健康支援や生活支援の充実

①健康支援の充実

- 「交野市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康づくりに自主的に取り組むことができるよう、家庭や地域、行政がそれぞれの役割や特性を活かしながら連携し、市民一人ひとりの取り組みを支援します。
- 健康リーダーの養成等を行い、地域での主体的な健康づくり活動を支援します。
- 子どもの頃からの健康的な生活習慣の形成、働く世代の健診（検診）の受診勧奨や生活習慣の改善、高齢者の介護予防・ロコモティブシンドローム予防・フレイル対策など、ライフステージに応じた施策を展開します。
- 「元気アップ教室」等の通いの場の機能強化、「老人クラブ活動」への支援などを行い、居場所づくりや社会参加の促進を進めます。

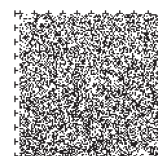
②生活支援の充実

- 「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護予防施策と認知症対策の推進も含めた生活支援の取り組みを推進します。
- 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「障がい者（児）福祉長期計画」に基づき、障がい者施策の推進も含めた生活支援の取り組みを推進します。
- 外出・移動に支援が必要な人に対しては、既存の公共交通機関とともに、ドアツードアの個別移動手段を活用した個別の外出・移動手段策を実施します。また、個別のニーズも踏まえながら効果検証を行い、必要かつ効果的な事業の実施に努めます。また、地域住民における互助の仕組みによる取り組みに対しての支援について検討します。
- 支援が必要な人にサービスが行き届くよう、各種事業の実施内容や利用方法等について、周知を行います。



■みんなの役割■

市 民	○ 各種相談窓口や地域の民生委員・児童委員を知り、困った時には相談します。 ○ 福祉制度や権利擁護について理解を深め、制度の利用が必要になった場合は、身近な相談窓口に相談します。 ○ 健康づくりや生きがいづくりの活動に、積極的に参加します。
地 域	○ さまざまな活動や行事を通して、住民の変化や異変に気づき、適切な支援への橋渡しをします。 ○ 生活上の小さな困りごとを助ける活動を展開します。 ○ 元気アップ教室などの健康づくりやサロン活動、ボランティア活動などの生きがいづくりへの参加者の拡大を図ります。 ○ 日常的な見守りを行い、高齢者や児童に対する虐待やDVを早期発見し、適切な機関につなぎます。 ○ 支援団体や社会福祉施設は、個々の専門性や特徴を活かして、高齢者・障がいのある人・生活困窮者等を支援する活動を行います。
社会福祉協議会	○ 福祉なんでも相談や出前講座、啓発物の配布等により相談窓口の周知を図り、住民が相談しやすい関係づくりに努めます。 ○ 地域住民と地域福祉に関係するさまざまな団体の顔のつながをし、生活課題を早期発見・早期対応できる仕組みづくりを進めます。 ○ 生活困窮者自立支援事業を、関係団体、事業者と連携して実施します。 ○ 啓発活動や研修会の開催等により、高齢者・障がいのある人・子どもに対する虐待防止に努めます。 ○ 成年後見制度の相談業務等については、設置される「中核機関」としての役割に準じて、制度の周知や必要な方への制度利用へとつながります。 ○ 社会福祉協議会事業として、高齢者・障がいのある人の在宅福祉サービスや介護予防事業を充実します。



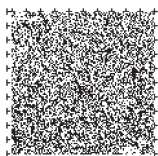
基本目標4 安全・安心な地域をつくる

■現状と課題■

- 災害等の発生時には、マニュアルどおりに行動できない可能性はあるものの、いざというときに役立つ知識を身につけておき、地域の力で救助や避難ができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。
- 災害時の要援護者への支援については「避難行動要支援者支援事業（愛称：おりひめ支え愛プロジェクト）」として実施しています。市では、支援がなければ避難できない在宅の方で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない方等を対象に、「避難行動要支援者名簿」の作成を行っています。この名簿による登録者の情報を防災関係機関等と共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助け合い活動に活用していく必要があります。
- 市民アンケート調査では、地域の取り組みとして「災害や防災対策」や「安全や治安への取り組み」が必要であると回答している人が多く、安全・安心の対策への地域の役割を期待している人が多くみられました。
- 障がいのある人のアンケートでは、一人で避難できない人が4割近くを占めているのに対し、避難行動要支援者に登録をしている人は1割未満となっています。また、制度を知らない人が3割近くを占めていました。必要な人が必要な支援を受けられるように、制度の周知を行うとともに、登録の促進を進めていく必要があります。
- また、災害時には避難情報や災害情報が的確に伝わる連絡体制の整備を望む人が最も多く、必要な人に必要な情報が届くよう、的確な情報伝達を行っていく必要があります。そのためには、障がいの有無やその特性に応じた配慮についても工夫が必要です。

■めざすべき姿■

- 市民一人ひとりの防災意識や地域の防災力が高まっています。
- 非常時や緊急時に、地域で助け合う体制が整っています。
- 地域ぐるみで、子どもや高齢者等を犯罪や事故から守る見守り活動が展開されています。
- 市民一人ひとりが犯罪や交通事故に対する知識や対応能力を身につけています。



《取り組みの方向性》

■市の役割■

(1) 防災に関する知識の普及啓発

- 防災に関する講座や講演会を開催し、防災に関する知識の普及を図ります。
- 防災に関する情報を収集し、広報紙やホームページなどで提供していきます。
- 「交野市地域防災計画」や「総合防災マップ」の普及啓発を図ります。
- いざという時に地域で互いに助け合うことができるよう、各種ハザードマップ（洪水・内水・土砂災害）の普及啓発を図ります。

(2) 地域の自主防災活動の促進

- 自主防災組織の充実と活動の活性化を支援します。
- 各地区が設置している自主防災組織と情報共有のため、連絡協議会を開催します。

(3) 災害時の支援体制の整備（おりひめ支え愛プロジェクトの推進）

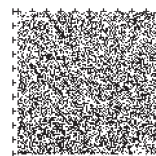
- 災害時にすべての人に必要な情報が適切に届くよう、配慮した情報発信に努めます。
- おりひめ支え愛プロジェクトを周知し、避難行動要支援者登録数の拡充を図るとともに、災害時には関係機関へ情報提供をします。
- 地域において避難行動要支援者に対する個別支援の取り組みが進むよう、支援します。
- 福祉避難所の開設（指定）・設備・運営等を行います。
- 災害ボランティアセンターを社会福祉協議会と協力して設置します。
- 住民基本台帳の情報を元に、避難行動要支援者登録者名簿を更新していきます。また、登録者名簿を使い、日頃の見守り等にも活用してもらえよう支援します。
- 効果的な意見交換、情報交換が出来るよう、中学校区ごとに分けて、交流会を実施します。

(4) 防犯意識の向上を図る啓発の推進

- 警察や関係団体と連携して、防犯キャンペーン等による啓発や防犯教室を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。
- 高齢者等が消費者被害などにあわないよう、関係機関等と連携して、消費者被害防止の啓発活動を推進します。

(5) 地域における防犯活動の促進

- 不審者情報の提供体制を充実するとともに、「こども110番」「動くこども110番」「子どもの安全見守りパトロール」などの活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取り組みを推進します。
- 犯罪に対する注意を喚起する掲示や防犯カメラ、LED防犯灯の設置等により、防犯環境の整備を図ります。



（６）交通事故対策の推進

- 学校や地域において、警察や関係団体等と連携して交通安全教室を開催し、子どもや高齢者をはじめとする地域住民の交通ルールとマナーの習得を図ります。
- 地域や民間団体の主体的な取り組みや活動を支援します。

■みんなの役割■

市 民	○ 日頃から防災に関する知識を習得し、非常持ち出し袋を準備するなど、非常時に備えます。 ○ 地域での防災訓練等に積極的に参加します。 ○ 災害時に支援が必要な場合は、避難行動要支援者名簿に登録します。 ○ 外出時の隣近所への声かけ、防犯ブザーの携帯など防犯意識を高めます。 ○ 交通ルールを守り、交通事故防止に努めます。
地 域	○ 避難訓練、避難所運営訓練、防災に関する学習・啓発を行い、地域の防災力・減災力を高めます。 ○ 対象者に避難行動要支援者名簿への登録を呼び掛けるとともに、地域において、災害時に避難行動要支援者を支援する体制を整えます。 ○ 地域において防犯・交通安全教室を実施します。 ○ 学校と連携して、登下校の子どもの見守りを行います。 ○ 日常的な見守り活動や防犯灯の設置、高齢者等に犯罪に対する注意喚起や被害情報の提供を行うなどにより、犯罪が起これにくい環境づくりに努めます。
社会福祉協議会	○ 地域での勉強会や研修会の開催など、地域の防災力を高めるための支援を行います。 ○ 災害時に住民と福祉施設等が連携できるネットワーク構築を目指し、日頃からの関係づくりを支援します。 ○ 災害ボランティアを育成します。 ○ 地域での見守り・防犯活動や啓発活動を支援します。 ○ 災害ボランティアの運営を行います。

